

八王子市立学校に係る部活動の方針

あなたのみちを、
あるけるまち。
八王子

令和2年（2020年）3月
八王子市教育委員会

目次

本方針策定の趣旨	1
1 部活動の意義・目的	2
2 部活動の位置付け	2
3 部活動の課題と工夫・改善の方向性	3
4 教育委員会の取組	4
(1) 本方針の検証について	4
(2) 諸課題への対応	4
① 広域部活動（拠点校部活動・合同部活動）の設置・整備	4
② 部活動指導員の任用	4
③ 指導力の向上	4
④ 地域資源の活用の推進	5
⑤ 学校単位で参加する大会等の見直し	5
5 学校の取組	6
(1) 適切な運営のための体制整備	6
① 部活動の方針の策定等	6
② 指導・運営に係る体制の構築	6
(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	7
(3) 適切な休養日等の設定	8
(4) 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	9
① 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置	9
② 地域との連携等	9
6 地域の取組	10
7 生徒・保護者の取組	10

本方針策定の趣旨

- (1) 本方針は、義務教育である市立中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい文化やスポーツ環境を構築するという観点に立ち、部活動が地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すものである。
- (2) 部活動を通して、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、生徒がスポーツや文化活動等を楽しむことで、生涯にわたってスポーツ、文化及び科学等に親しむ能力や態度の育成を図る。また、部活動が学習意欲の向上、責任感・連帯感の育成、体力の向上を図る重要な教育活動の一環と捉え、「八王子ビジョン2022」に掲げる「生き生きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち」を実現するため、学校と地域が連携し、部活動の継続的・安定的な充実を図るものとする。
- (3) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むものである。各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務付けたり、活動を強制したりすることがないように、留意するものとする。
- (4) 部活動の指導・運営に係る体制を構築するため、部活動指導員の活用や広域部活動（拠点校部活動・合同部活動）の実施、適正な数の部活動の設置、部活動指導者の研修、大会参加費等の補助などを、学校・家庭・地域等が部活動の意義や課題を理解した上で連携し、部活動の継続的・安定的な充実を図るものとする。
- (5) 部活動を通して、地域コミュニティの活性化や文化・スポーツなど地域の絆の形成になるよう、総合型スポーツ・文化クラブ等とも連携し、体制づくりを推進する。
- (6) 性別や障害の有無に関わらず、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。
- (7) 各市立中学校は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「東京都教育委員会運動部活動の在り方に関する方針」、「東京都教育委員会文化部活動の在り方に関する方針」及び「八王子市立学校に係る部活動の方針」にのっとり、持続可能な部活動のあり方について検討し、速やかに改善に取り組む。八王子市教育委員会（以下、「教育委員会」という）においては、各市立中学校が行う改善に必要な支援等に取り組む。
- (8) 教育委員会は、本方針に基づく学校の部活動の改善状況について、定期的にフォローアップを行う。

1 部活動の意義・目的

部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、部活動顧問（以下、「顧問」という）をはじめとした関係者の指導のもと、学校の教育の一環として行われてきた長い歴史があり、その中で、多くの人が生涯の友人を得たり、社会経験を積んだりしてきた。また、中学校3年間だけでなく、生涯にわたってスポーツや文化に親しんだり、楽しんだりすることができる資質・能力の育成にも資するものである。

さらに、部活動は、学年や学級の枠を超えた異年齢の生徒同士や、生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、社会性や人間性を育むという、生徒の人格形成や健全育成に大きな役割を果たしている。

2 部活動の位置付け

部活動について、学習指導要領 総則（平成29年3月）では、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と明示されている。本方針でいう「部活動」とは、校長を中心とした指導体制のもと、学校教育の一環として行われる活動である。部活動を通して、技術や体力等を向上させ、規範意識や社会性、自主性を高めることで豊かな人間性を育むとともに、生徒も教員もやりがいを感じ、学校生活がより豊かになるような活動として実施されなければならない。

中学校学習指導要領（平成29年3月告示）における部活動の位置付け

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

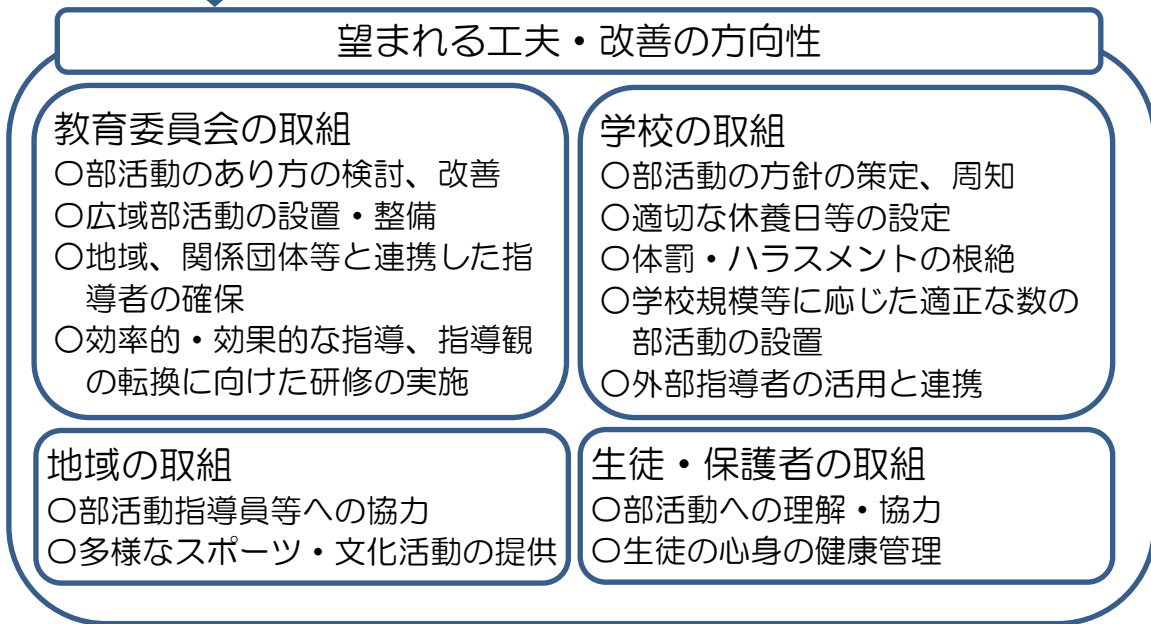
1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

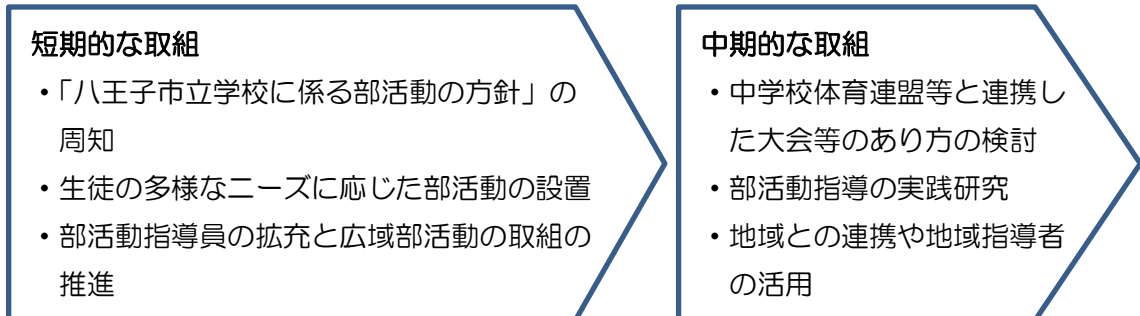
3 部活動の課題と工夫・改善の方向性

持続可能な部活動の実現に向け、以下の5点を課題として工夫・改善を図る。

- ① 少子化の進展によって生徒数・部員数が減少する中で、生徒の多様なニーズに応える活動機会を保障していくこと
- ② 指導経験のない部活動を担当している教員や長時間労働による教員の負担感の軽減を図ること
- ③ 体罰やハラスメントなどの根絶、生徒の自主的・自発的な活動を促す指導、科学的な根拠に基づいた合理的でかつ効率的・効果的な指導など、部活動指導者の指導力向上を図ること
- ④ 過度な練習により生徒の心身の健康を害することがないようにすること
- ⑤ 部活動を通して、地域の人材が知識や技術を活かしたり、学校と地域の結び付きを強めたりするなど、地域コミュニティの活性化を図ること



【今後の取組】



4 教育委員会の取組

(1) 本方針の検証について

ア 教育委員会は、「部活動のあり方検討会」を開催し、指導や体制等の検証を行い、適切で効果的な部活動のあり方を検討し、適宜、本方針の見直しを行う。

(2) 諸課題への対応

① 広域部活動（拠点校部活動・合同部活動）の設置・整備

ア 少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、広域部活動等の取組を推進する。

イ 拠点校部活動の設置にあたっては、拠点校の負担軽減が図られるよう、部活動指導員を優先的に配置する。

② 部活動指導員の任用

ア 各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

イ 部活動指導員の任用・配置にあたっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）に関する規定を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

③ 指導力の向上

ア 科学的・分析的根拠に基づく指導、心身のバランスを重視した指導を推進し、効果的・効率的な部活動の運営・改善を図るため、部活動の指導者（顧問、部活動指導員や部活動指導補助員等）を対象とする研修を実施する。また、学校の管理職を対象と

する部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

- イ 生徒の自主性・自発性を尊重した部活動運営など、指導観の転換による体罰やハラースメントの根絶を目的とした研修、命に係わる重大事故につながる熱中症や頭部外傷の予防に向けた研修等を実施する。

④ 地域資源の活用の推進

- ア 関係団体との連携、活動場所や用具、人材などの充実に向け、NPO 法人八王子市スポーツ協会や八王子文化連盟、特定非営利活動法人八王子市レクリエーション協会等をはじめとする関係団体及び社会教育施設や社会教育団体、総合型地域スポーツクラブ、大学、企業等との連携を推進する。

- イ 生徒の「活動機会の確保」と「活動の質の向上」を図るとともに、「教職員の負担軽減」を図るため、外部指導者の配置が円滑に進むように、地域や関係団体等との連携を推進する。

- ウ 学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方のもとで、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

⑤ 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 八王子市中学校体育連盟と連携し、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を東京都中学校体育連盟等主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。

- イ 文化部活動については、上記アで定めた上限の目安等を基準として、生徒や顧問の過度な負担とならないように、各学校の文化部が参加する大会や地域の行事の目安等を定める。

5 学校の取組

(1) 適切な運営のための体制整備

① 部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針にのっとり、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問（以下、「顧問」という）は、年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会日程等）及び毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日、大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を、学校のホームページへの掲載等により公表する。

② 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、顧問の決定にあたっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画、活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

エ 校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策」（平成29年12月26日文科科学大臣決定）、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）及び「八王子市立小・中学校における働き方改革推進プラン」（平成30年8月八王子市教育委員会）を踏まえ、法令にのっとり、業務改善、勤務時間管理等を行う。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ア 校長及び部活動の指導者は、部活動の実施にあたっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- イ 校長及び部活動の指導者は、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、例えば、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外や屋内であっても活動内容や状況により活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。
- ウ 部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、スポーツ障害・けがのリスクを高めたり、バーンアウトしたりすることにつながることを理解する。同時に、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- エ 部活動の指導者は、部活動が生徒の自主的・自発的な参加によって行われるように、個々の生徒が、自分の目標や課題、部活動内の役割などを自ら設定し、その達成、解決に向けて必要な取組を考え、実践に繋がれるように支援する。
- オ 部活動の指導者は、部活動を通して、生徒の体力や芸術文化等の能力向上、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒が技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるように支援する。
- カ 部活動の指導者は、学校には多様な特性をもつ生徒がいることを理解し、生徒の困難さに着目した組織的で丁寧な指導を行う。
- キ 部活動の指導者は、部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引等を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

(3) 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

【休養日】

- 1 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設定する（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。）。
- 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間】

- 1 1日の実活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む。）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 校長は、1（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定にあたっては、上記の基準を踏まえるとともに、本方針にのっとり、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の部活動休養日を設定することや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めること等、地域や学校の実態を踏まえて工夫する。

エ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とにならないことを考慮して、部活動が参加する大会や地域の行事、催し等を精査すると共に、長時間にわたっての拘束や交通費等における家庭の経済的負担を軽減する。

(4) 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

① 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的・自発的な参加に基づくものであり、現在の部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様で潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友だちと楽しむ、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動を設置するよう努める。

【生徒のニーズを踏まえた部活動の例】

- 季節ごとに異なる活動を行う部活動
- 大会志向でなくレクリエーション志向で行う部活動
- 体力づくりを目的とした部活動
- 複数の目的を総合した部活動
- 交流を主な目的とした部活動

イ 校長は、部員の減少により1校だけでは部員数が少なく活動に支障がある場合や、顧問の異動等により部活動の指導者がおらず、安全で適切な指導が困難な場合などは、近隣校と合同（連携）して活動を行う合同部活動や部活動指導員を活用した拠点校方式での部活動を実施するなど、生徒の活動機会が保障されるように努める。

② 地域との連携等

ア 校長は、顧問が校務の都合や専門的指導が困難であるなどの理由から、生徒の活動機会が縮小されてしまう場合などに、外部指導者を活用する。

イ 校長は、顧問の異動があっても部活動の維持・安定を図り、小学生からの指導の継続性を図ることができるように、総合型地域スポーツクラブ、地域の文化・スポーツクラブ、スポーツ推進委員、学校運営協議会等と連携し、地域指導者の活用を積極的に推進する。

6 地域の取組

- ア 総合型地域スポーツクラブ、地域の文化・スポーツクラブ、NPO 法人八王子市スポーツ協会、八王子文化連盟、特定非営利活動法人八王子市レクリエーション協会等は、スポーツや文化の経験者や有資格者などが、部活動の指導にあたることができるように体制を整備する。
- イ 地域指導者の部活動への協力などを通して、地域・家庭・学校が一体となって、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支えるという意識の醸成に努める。

7 生徒・保護者の取組

- ア 生徒は、主体的に部活動に参加し、試合やコンクール等の結果だけを目的とするのではなく、他学年や同学年の生徒同士の良好な人間関係を築いたり、自己の目標に向かって努力したりするなど、豊かな学校生活の創造に努める。
- イ 生徒は、適切な休養をとり、精神的・体力的な負担を軽減して、心身をリフレッシュすることが、より良いパフォーマンスにつながることを理解して活動する。
- ウ 保護者は、学校の部活動の方針や計画を理解し、学校や顧問と協力して、生徒の心身の健康管理に努め、生徒の調和のとれた生活を支える。